

**監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示
リスクの識別と評価」を学校法人監査に適用する場合の留意点に関する Q & A**

平成 18 年 3 月 31 日

改正 平成 24 年 2 月 14 日

最終改正 平成 28 年 1 月 13 日

日本公認会計士協会

まえがき

平成 23 年 12 月 22 日に監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（以下「監査基準委員会報告書 315」という。）が新起草方針の下に公表され、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査から適用することとされた。これを機に同報告書を学校法人監査に適用するに当たり留意すべき特有の問題を改めて整理し、「監査基準委員会報告書第 29 号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」を学校法人に適用する場合の留意点」を改正し、実務の参考として公表することとした。

その後、平成 25 年の学校法人会計基準（昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号）の改正に伴い、見直しを行った。研究報告であることから適用時期に関する記載はないが、平成 28 年 1 月の改正は学校法人会計基準等改正との整合性を図るための改正であることから、平成 27 年 4 月 1 日以降（知事所轄法人については平成 28 年 4 月 1 日以降）の実務の参考とすることとし、それより前は従前の取扱いを行うこととなる。

なお、監査基準委員会報告書 315 を学校法人監査に適用する場合の主な特徴は、以下のとおりである。

- ・ 監査人は、内部統制を含む、学校法人とその環境を理解する際に、監査に関連する範囲で、学校法人の事業上のリスクを考慮する必要がある。
- ・ 監査人は、内部統制を含む、学校法人とその環境を理解した上で、計算書類全体レベルの重要な虚偽表示リスクと、アサーション・レベル（計算書類項目レベル、すなわち、取引種類、勘定残高、開示等に関連するアサーションごと）の重要な虚偽表示リスクを評価しなければならない。
- ・ 監査人は、固有リスクと統制リスクを結合し、重要な虚偽表示リスクとして評価する。
- ・ 監査人は、リスク・アプローチに基づきリスク評価を行う過程において、監査人の職業的専門家としての判断により、識別した重要な虚偽表示リスクから、特別な検討を必要とするリスクを決定する。

用語の読替え

Q 1 監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を学校法人監査に適用する場合に、用語をどのように読み替えますか。

A 企業の財務諸表と学校法人の計算書類は、そのよって立つ会計基準が異なり、計算構造も異なっているが、監査基準委員会報告書 315 の趣旨は、学校法人の計算書類の監査においても根本的に異なるものではない。ただし、当該報告書を学校法人監査に適用するに当たっては、用語の読替えが必要である。

読替えが必要となる用語及び読替え後の用語は、それぞれ次のとおりである。

- ① 財務諸表→計算書類（又は財産目録）
- ② 企業→学校法人
- ③ 経営者→理事者
- ④ 監査役若しくは監査役会又は監査委員会（監査役等）→監事
- ⑤ 取締役会→理事会
- ⑥ 従業員→教員・職員

リスク評価手続

Q 2 監査基準委員会報告書 315 第 5 項で、「リスク評価手続においては、以下の手続を含めなければならない。(1)経営者への質問、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別するために有用な情報を持っていると監査人が判断した場合には、その他の企業構成員への質問 (2)分析的手続 (3)観察及び記録や文書の閲覧」としていますが、学校法人特有の留意事項はありますか。

A リスク評価手続とは、監査人が、内部統制を含む、学校法人とその環境を理解し、不正か誤謬かを問わず、計算書類全体レベルの重要な虚偽表示リスクと、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために実施する監査手続である。監査人が、学校法人において、質問や分析的手続等のリスク評価手続を実施するに当たり留意すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 理事者、監事、その他の学校法人の教員・職員及び外部者への質問

学校法人の理事者、監事、経理責任者及び内部監査担当者に対する質問によって、多くの情報を入手することができるのは企業と同様である。他の監査手続として、例えば、顧問弁護士や鑑定専門家などに対して質問を実施したり、学校法人の関連当事者や関係する団体等（後援会、PTA、関係する財団法人や宗教法人、教員・職員など）から情報を得ることも有効な場合がある。

(2) 分析的手続

分析的手続を実施するに当たっては、予算や事業活動収支計算書項目等を考慮し、学校法人の収入支出等の特徴に留意する。分析的手続は、計算書類上及び監査上留意すべき通例でない取引又は会計事象、金額、比率及び傾向の存在を識別するのに有効である。この場合、計算書類項目の比率分析や趨勢分析だけではなく、例えば、Q 6 の A (2) に示すような、計算書類に関連する金額以外のデータを利用することも

有効である。

(3) 観察及び記録や文書の閲覧

内部統制を含む、学校法人とその環境を理解するために、例えば、出納業務の観察は有効であり、建設中の校舎や高額の機器備品を有する研究施設の視察は、施設設備の管理状況を把握する上で役立つ。

文書の閲覧において、予算書は、自主的・自律的な運営が要請される学校法人において、その諸活動を強力にコントロールする計画であり、理事会議事録や事業計画と並び学校法人の経営計画を把握する上で重要な書類である。また、学校法人の重要な収入である補助金については、計上科目や計上額の正確性に関するリスク評価を行う上で、補助金交付要綱、内示通知書、交付申請書、交付決定通知書、交付請求書、支払通知書、交付確定通知書、実績報告書等の補助金交付に必要な一連の書類を閲覧することが重要である。

(4) ウォークスルー

理事者に対する質問の回答を裏付けるとともに、内部統制を含む、学校法人とその環境について理解するには、観察や閲覧のほか、取引の開始から計算書類までの追跡（ウォークスルー）の実施が有効である。例えば、学校法人の主要な収入科目である学生生徒等納付金収入について、学費管理システムを経由した取引のウォークスルーを実施することにより、取引の流れや内部統制の業務への適用状況を把握する。

なお、ウォークスルーは、監査人が、過年度の監査において入手した情報を、当年度の監査に利用する場合に、過年度の監査において入手した内部統制等に関する監査証拠について、これらの情報に影響を与える変化が生じていないかどうかを確かめるための監査手続の一つでもある。

内部統制を含む、学校法人とその環境の理解－学校法人を取り巻く規制等の外部要因

Q 3 監査基準委員会報告書 315 第 10 項で、監査人は、企業及び企業環境について「(1) 企業に関連する産業、規制等の外部要因（適用される財務報告の枠組みを含む。）」を理解しなければならないとされていますが、学校法人特有の事項はありますか。

A 学校法人は、他法人との競争環境下において自律的な経営が要請されるが、一方で事業目的は教育研究という公共性を有するとともに、ほとんどの学校法人は国や地方公共団体から補助金の交付を受けているため各種の規制を受けている。そこで、監査人は、学校法人とその環境について、事業の現況及び将来の見込み、規制等や一般的な経済状況等の外部要因を理解することが求められるが、これらの外部要因には例えば、次のような項目が含まれる。

(1) 事業の現況及び将来の見込み

- ・ 近隣競合学校の動向（学費、設備状況等）
- ・ 株式会社による学校の設立認可の動向
- ・ 志願者の動向

(2) 規制等

- ・ 教育行政の方向性
- ・ 学校設置基準等の改正
- ・ 私立学校法の改正と情報開示
- ・ 国や地方公共団体の補助金政策の変更
- ・ 収益事業を営む場合の税制の改正
- ・ 学校法人会計基準の改正の動向
- ・ 子育て支援制度の動向

(3) 一般的な経済状況等その他外部要因

- ・ 経済活動の一般的概況（景気後退や経済成長、失業率の動向等）
- ・ 就学年齢層の地域別人口動態（教育機関への入学者数、進学率の推移等）
- ・ 金利の動向や資金調達の多様性及び容易性

なお、学校法人の外部要因を理解する上で、格付け機関の報告書、日本私立学校振興・共済事業団の刊行物、規制や財政に関する刊行物、学校案内及び受験雑誌等の外部から得た情報を閲覧することも有効である。

内部統制を含む、学校法人とその環境の理解—学校法人の事業活動等及び会計方針の選択と適用

Q 4 監査基準委員会報告書 315 第 10 項で、監査人は、企業及び企業環境について「(2) 企業の事業活動等」、「(3) 企業の会計方針の選択と適用（会計方針の変更理由を含む。）」を理解しなければならないとしていますが、学校法人特有の事項はありますか。

A 監査人は、学校法人の事業活動等を理解することにより、計算書類の記載内容についての理解が容易となる。学校法人の事業の運営体制、施設設備の投資計画、資金調達の方法及び関連当事者との取引等は、学校法人の事業活動等を理解する上で重要な事項である。また、監査人は、学校法人が採用する会計方針を確かめ、学校法人会計基準に準拠して計算書類を作成しているか検討することが求められる。

1. 学校法人の事業活動等

(1) 学校法人の事業の運営体制

学校法人は、私立学校法に基づき設立された法人であり、私立学校の設置主体として公共的な性格を有するとともに、理事会、理事長、理事、監事及び評議員会という経営組織を有し、自主的・自律的に管理運営が行われる。また、学校法人は、個人又は団体の寄付財産により設立されるため、持分という概念がなく、株式会社とは異なり非営利組織である。学校法人の事業の目的は、教育研究活動を遂行することであり、その事業は、公共性が高く、永続性が求められるという特徴がある。

なお、学校法人の事業内容等に関し、監査人が理解すべき主な事項は、以下のとおりである。

- ・ 学校法人の事業計画及び事業の実績
 - ・ 学校法人の運営する学校の種類、学生生徒等の定員数及び現員数
 - ・ 設置している学校と競合する学校
 - ・ 設置している学校の所在地
 - ・ 寄附行為に定める収益事業の有無、内容
 - ・ 税法上の収益事業の有無、内容
- (2) 施設設備の投資計画
- ・ 学校法人の施設設備の計画及び計画の変更
 - ・ 施設設備の計画に伴う第2号基本金の組入れ計画
- (3) 資金調達の方法
- ・ 資金調達先
 - ・ 施設設備の計画に伴う資金調達
 - ・ 債務の返済計画に関する資金調達
- (4) 資産運用の状況
- ・ 資産運用の基本方針
 - ・ 資産運用関係者の権限と責任
 - ・ 意思決定プロセス
 - ・ 運用期間と運用目標
 - ・ 資産運用限度額
- (5) 関連当事者との取引
- 関連当事者との取引は、恣意性が介入する余地があり、特に透明性が要求されるため、監査人は十分に検討することが求められる。
- 学校法人の関連当事者は、①関係法人、②当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人、③当該学校法人の役員及びその近親者又はこれらの者が支配している法人であり、詳細は、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（平成17年5月13日 17高私参第1号）に記載されている。
- (6) 関係する団体等との取引
- ・ 関係する団体等の有無
 - ・ 関係する団体等との取引の有無、内容
- (7) 他の学校法人との取引
- ・ 他の学校法人との取引の有無、内容
- (8) 財務状況
- ・ 負債構成
 - ・ 事業に使用されている固定資産等のリース取引
 - ・ デリバティブ取引の利用状況
 - ・ 有価証券の運用状況及び含み損益の状況
 - ・ 含み損のある資産

2. 学校法人の財務報告

学校法人における会計方針の選択及び適用を理解する上で、以下のような学校法人特有の会計実務に留意する。

(1) 学校法人会計基準に準拠した計算書類

私立学校振興助成法第 14 条に規定する学校法人は、学校法人会計基準に基づき会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成しなければならない（学校法人会計基準第 1 条第 1 項）。また、学校法人会計基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない（学校法人会計基準第 1 条第 2 項）。

学校法人が作成しなければならない計算書類は以下のとおりであり、企業会計における財務諸表と比較して、計算構造及び表示方法に特徴がある。

- ・ 資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書
 - ・ 事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表
 - ・ 貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表
- なお、学校法人特有の会計実務の例は、以下のとおりである。

① 基本金

基本金は、その会計処理（組入れや取崩し等）及び表示について、学校法人特有の取扱いが要求されるが、具体的な取扱いは、学校法人委員会研究報告第 15 号「基本金に係る実務上の取扱いに関する Q & A」（昭和 52 年 5 月 9 日 最終改正平成 26 年 12 月 2 日）に定められている。

② 収益事業

寄附行為に規定する収益事業については、学校法人会計基準に従った学校会計とは別に、特別の会計として経理する必要があり（私立学校法第 26 条第 3 項）、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って計算書類を作成する。また、監査の対象として、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書が追加される。

③ 周辺会計

学生生徒等から集金した修学旅行費や P T A 会費等又は後援会や同窓会等の関連団体への入金等については、取引の実態に応じて適切に処理する必要がある。

なお、日本公認会計士協会からは「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いに関する監査人の対応について」（平成 27 年 4 月 10 日 自主規制・業務本部 平成 27 年審理通達第 1 号）、文部科学省からは「学校法人における会計処理等の適正確保について（通知）」（平成 27 年 12 月 24 日 27 高私参第 13 号）がそれぞれ発出されていることに留意する。

(2) 寄附行為等の認可申請のための財産目録

大学新設や学部学科の増設等に係る寄附行為等の認可申請においては、その際

の添付書類として財産目録を作成する必要がある。この場合の財産目録は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号 最終改正平成27年文部科学省告示第29号）に基づき作成しなければならない。

内部統制を含む、学校法人とその環境の理解—学校法人の目的及び戦略並びにこれらに関連する事業上のリスク

Q 5 監査基準委員会報告書 315 第 10 項で、監査人は、企業及び企業環境について「(4) 企業目的及び戦略並びにこれらに関連して重要な虚偽表示リスクとなる可能性のある事業上のリスク」を理解しなければならないとしていますが、学校法人特有の事項はありますか。

A 学校法人の経営環境は、少子化による志願者の減少などから大変厳しい状況にあり、経営状態が悪化している法人が増加しつつあるため、理事者が財務状況を実態よりも良く見せようとする動機が働きやすい環境にある。このような状況に対して、監査人が、自らの関心を計算書類項目だけに集中することは、理事者の関与による重要な虚偽表示を看過する原因となり得る。

そこで、リスク・アプローチの適用においてリスク評価の対象を広げ、監査人は、内部統制を含む、学校法人とその環境を十分に理解し、計算書類に重要な虚偽表示をもたらす可能性のある事業上のリスク等を考慮することが重要である。

なお、学校法人の本来の目的は教育研究であり、営利を目的とする企業とは異なる。したがって、事業上のリスクの識別に当たって、財政構造の安全性及び健全性の維持が重視されることに留意する。

学校法人の事業目的と目的達成のための事業戦略に関連して、計算書類に重要な虚偽表示をもたらす可能性のある事業上のリスクとその要因には、以下のような例が挙げられる。

事業上のリスクの要因	事業上のリスク
大学の 신설や学部増設のための所轄庁への認可申請	申請書類の不備により認可が遅延する。 設置基準への不適合により認可されない。
大学の 신설、学部・学科の増設や改組	入学者数が当初計画に達しない。
既存の学部・学科の社会ニーズへの不適合	既存の学部・学科の定員割れが生じる。
新しい会計基準の適用及び開示	会計基準を不完全又は不適切に適用する。 会計基準適用に当たってコストが増加する。
規制の変更	予測できない規制の強化又は緩和が生じる。
I T の利用	会計システムと業務処理過程が整合しない。

内部統制を含む、学校法人とその環境の理解—学校法人における財務指標及び非財務指標の測定と検討

Q 6 監査基準委員会報告書 315 第 10 項で、監査人は、企業及び企業環境について「(5) 企業の業績の測定と検討」を理解しなければならないとしていますが、学校法人特

有の事項はありますか。

A 学校法人の主たる収入は、学生生徒数により年度の収入額が予測可能な学生生徒等納付金や国・地方公共団体からの補助金であり、主たる支出は固定的な人件費であるため、収支構造が硬直的であるという特徴がある。また、学校法人は、教育研究の充実向上を図るため、校地、校舎、設備などを保持する必要がある。したがって、資産合計額に占める固定資産の比率が高いという財務上の性格を有する。

以下は、監査人が、学校法人とその環境を理解するための財務指標及び非財務指標の例示である。

(1) 財務指標

① 事業活動収支計算書関係

- ・ 基本金組入後収支比率（事業活動支出計／（事業活動収入－基本金組入額））
- ・ 事業活動収支差額比率（基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入計）
- ・ 経常収支差額比率（経常収支差額／（教育活動収入計＋教育活動外収入計））
- ・ 教育活動収支差額比率（教育活動収支差額／教育活動収入計）
- ・ 学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金／（教育活動収入計＋教育活動外収入計））
- ・ 寄付金比率（寄付金／事業活動収入計）
- ・ 経常寄付金比率（教育活動収支の寄付金／（教育活動収入計＋教育活動外収入計））
- ・ 補助金比率（補助金／事業活動収入計）
- ・ 経常補助金比率（教育活動収支の補助金／（教育活動収入計＋教育活動外収入計））
- ・ 人件費比率（人件費／（教育活動収入計＋教育活動外収入計））
- ・ 人件費依存率（人件費／学生生徒等納付金）
- ・ 学生生徒1人当たり人件費（人件費／学生生徒数）
- ・ 教員・職員1人当たり人件費（人件費／教員・職員数）
- ・ 教育研究経費比率（教育研究経費／（教育活動収入計＋教育活動外収入計））
- ・ 管理経費比率（管理経費／（教育活動収入計＋教育活動外収入計））
- ・ 借入金等利息比率（借入金等利息／（教育活動収入計＋教育活動外収入計））

② 貸借対照表関係

- ・ 固定比率（固定資産／純資産）
- ・ 固定長期適合率（固定資産／（純資産＋固定負債））
- ・ 流動比率（流動資産／流動負債）
- ・ 総負債比率（総負債／総資産）
- ・ 負債比率（総負債／純資産）
- ・ 固定負債構成比率（固定負債／（負債＋純資産））
- ・ 純資産構成比率（純資産／（負債＋純資産））
- ・ 退職給与引当特定資産保有率（退職給与引当特定資産／退職給与引当金）

- ・ 前受金保有率（現金預金／前受金）
 - ・ 積立率（（現金預金＋特定資産＋有価証券）／（減価償却累計額＋退職給与引当金＋第2号基本金＋第3号基本金））
- ③ その他
- ・ 予実分析
 - ・ 競合学校法人との比較分析
 - ・ 財務数値の趨勢分析
- (2) 非財務指標
- ・ 入学定員充足率（入学者数／入学定員数）
 - ・ 収容定員充足率（在籍学生生徒数／収容定員数）
 - ・ 教員1人当たり学生生徒数（学生生徒数／教員数）

統制環境

Q7 監査基準委員会報告書315第13項で、「監査人は、統制環境を理解しなければならない。」としていますが、学校法人特有の事項はありますか。

A 統制環境には、理事会、理事長、理事又は監事等の内部統制に対する態度や姿勢、内部統制における実際の行動が含まれるが、統制環境は、有効な内部統制の基盤であり、内部統制を構築するための規律と枠組みを提供するものである。

監査人は、学校法人の統制環境を理解するために、学校法人のガバナンスの特徴を把握することが求められる。学校法人は、個人又は団体からの寄付財産で設立され、その運営は自主的・自律的に行われている。株式会社との大きな違いは、学校法人には持分という概念がないことであり、法人の運営は、理事会、理事長、理事、監事及び評議員会という経営組織により行われる。

理事会は、学校法人の業務の決定を行う機関であり、理事の職務の執行を監督する。理事長は学校法人を代表するとともに、その業務を総理する。理事は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。監事は、学校法人の業務及び財産の状況を監査する機関である。また、評議員会は、学校法人に必ず設置しなければならない法人運営に関する重要事項の諮問機関である。

以上のような点から、学校法人の経営組織等については、以下の項目に留意する。

- ・ 役員数、教員・職員数、年齢構成はどのような状況か。
- ・ 理事会、理事長、理事、監事及び評議員会それぞれが有効に機能しているか。
- ・ 法人経営の決定権限が特定の理事に集中していないか。
- ・ 理事の交替の頻度は高くないか。
- ・ 理事会及び評議員会の開催頻度、付議案件は適切なものであるか。
- ・ 経営と教学との関係は良好であるか。
- ・ 組織図上、各職務の責任者が明確になっており、職務権限規程も整備されているか。
- ・ 事務局の幹部職員が特定の役員の親族等に偏っていないか。

- ・ 事務局は法人の規模に応じた適正な人員構成であり、主たる部署の責任者の実務経験年数は十分なものであるか。

統制環境に係る学校法人特有のリスクと不正誤謬

Q 8 学校法人における統制環境の特徴から生ずる学校法人特有のリスクと不正誤謬には、どのようなものがありますか。

A 有効な統制環境は、監査人が重要な虚偽表示リスクを評価する上で、肯定的な判断材料を提供し、教員・職員による不正の発生を完全に防止するものではないが、不正のリスクを軽減させる。反対に、理事者が内部統制を軽視するような脆弱な統制環境は、内部統制の有効性を根本から損ねる恐れがあり、重要な虚偽表示リスクの評価、特に不正に関する評価に否定的な判断材料を提供する。

統制環境に係る学校法人特有のリスクと不正誤謬について、その存在を示す状況や事象には、例えば、以下の事項が考えられる。なお、例示した事項は、一般的な状況と事象のほか、特に統制環境が脆弱な場合の例示を含んでいるが、必ずしも全てを網羅しているものではない。また、例示した事項を三つのリスクに区分しているが、例えば、「関連当事者との取引」のように複数のリスクに関係する事項もある。

(1) 学校法人のガバナンスに係るリスク

- ・ 理事長の権限過大又は権限の形骸化による理事会機能不全、監事の監視機能・監査機能不全、評議員会の機能不全
- ・ 各種規制の高度複雑化への対応不備と抵触（学生生徒等や保護者等の個人情報保護など）
- ・ 入学者選抜の不公正
- ・ 学生生徒数減少に伴う無理な募集
- ・ 資産運用に係る不適切な意思決定や執行管理
- ・ 関連当事者との取引、特に通常と異なる取引条件の可能性
- ・ 係争事件（入学辞退者による入学金返還請求、労働組合との係争事件など）
- ・ 受託研究に伴う委託企業との癒着
- ・ IT統制（ITに係る全般統制と業務処理統制）を意識しないシステム構築及び運用

(2) 取引及び勘定残高に係るリスク

- ・ 入学に関する寄付金・学校債の收受
- ・ 寄付金の学校法人会計外での経理処理
- ・ 補助金の不正受給
- ・ 過大な設備投資と過剰債務の発生
- ・ 機器備品等の架空発注や不適切な検収報告の発生
- ・ 資産運用リスク（含み損）の発生
- ・ 資産運用に係る関係諸規定の形骸化
- ・ 基金として保全すべき資産の評価損の発生

- ・ 退職給与引当金の引当不足
- (3) 開示に係るリスク
- ・ 財産目録等を閲覧に供することの義務化（私立学校法第 47 条第 2 項）と虚偽表示リスクの拡大
 - ・ 新会計基準適用への対応の遅れ
 - ・ 学校や学部・学科の新增設申請時における財産目録の虚偽記載

学校法人のリスク評価プロセスの理解と理事者が識別していないリスク

Q 9 監査基準委員会報告書 315 第 15 項で、「監査人は、経営者が識別していない重要な虚偽表示リスクを識別した場合には、企業のリスク評価プロセスにおいて本来識別されなければならないリスクが存在するかどうかを評価しなければならない。」としていますが、学校法人の理事者が識別していないリスクにはどのようなものがありますか。

A 学校法人のリスク評価プロセスとは、理事者が、財務報告に影響を及ぼす事業上のリスクをどのように識別し、事業上のリスクへの対処方法をどのように決定しているかというプロセスとその結果である。

学校法人において理事者が識別していない重要な虚偽表示リスクとして、以下のような例が考えられる。

在学中の学生生徒や教員・職員の不祥事の発生、学内での事故の発生等、それによって学校法人の信用が傷つき、賠償や補填等により多額の損失を被る場合が挙げられる。本来、これらの事象については、理事者が財務報告に影響を及ぼす事業上のリスクを識別し、リスクの重要性を見積もり、リスクの発生可能性を評価し、リスクに対処する方法を決定する必要がある、これらを監査人が理解することが求められる。しかしながら、このような事象は、特定、見積り及び分析が困難であるため、理事者が財務報告に影響を及ぼす事業上のリスクとして識別していない場合がある。

例えば、医療法施行規則に基づく附属病院の医療事故報告等、その報告について対処方法が法制化されている場合もあるが、大部分の不祥事については、リスク評価プロセスを構築することが困難である。そのような場合には、監査人は、学校法人のリスク評価プロセスで本来識別されなければならない潜在的なリスクが存在するかどうか、もし存在するのであれば、なぜ当該プロセスで識別できなかったか、当該プロセスは環境に対応した適切なものであるかどうかを検討することが重要である。

財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達

Q 10 監査基準委員会報告書 315 第 17 項で、「監査人は、財務報告に関連する情報システム（関連する業務プロセスを含む。）について理解しなければならない。」としていますが、学校法人に特有の事項はありますか。

A 監査人は、財務報告に関連する情報システム（関連する業務システムを含む。）について理解することが求められる。学校法人の財務報告に関連する情報システムを理解するに当たり、学校法人特有の非経常的取引、通例でない取引及び学校法人特有の業

務プロセスを理解することが重要となるが、これらの例として以下のものが考えられる。

学校法人特有の非経常的取引、通例でない取引の例

- ・ 基本金の組入れ、取崩し
- ・ 大学の 신설、学部の増設や改組

学校法人特有の業務プロセスの例

- ・ 学生生徒等納付金収入プロセス
- ・ 検定料収入プロセス
- ・ 寄付金収入プロセス
- ・ 補助金収入プロセス
- ・ 購買発注プロセス（研究費を財源とする教員発注等）

財務報告に係る重要な事項の伝達

Q11 監査基準委員会報告書 315 第 18 項で、「監査人は、財務報告の役割と責任、財務報告に係る重要な事項について、企業がどのように内外に伝達しているかを理解しなければならない。」としていますが、学校法人に特有の事項はありますか。

A 監査人は、財務報告の役割と責任、財務報告に係る重要な事項について、学校法人がどのように内外に伝達しているかを理解することが求められる。

例えば、学校法人には、主に教育研究を行う教員組織とそれ以外の事務組織があるが、組織間の意思疎通が十分に行われていない場合があるので、情報伝達が適時適切に行われているかどうかを理解することが重要である。また、予算申請者側の要求が十分に予算に反映されていない場合には、予算と実績の差異を隠蔽するため実態と異なる会計処理が行われる可能性がある。これらのことから、予算に対する実績やその差異に関する情報伝達において虚偽表示リスクがどの程度あるかを理解することが求められる。

重要な虚偽表示リスクの識別と評価

Q12 監査基準委員会報告書 315 第 24 項で、監査人は、リスク対応手続を立案し実施する基礎を得るために、財務諸表全体レベルとアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価しなければならない、としていますが、学校法人を監査するに当たって、重要な虚偽表示リスクが識別された場合の監査人の評価について、具体例を挙げて教えてください。

A 監査人は、計算書類における重要な虚偽表示リスクを、計算書類全体レベルとアサーション・レベルの二つのレベルで評価することが求められる。以下では、重要な虚偽表示リスクについて、アサーション・レベルにとどまらず、計算書類全体レベルにおいても認められる可能性がある二つの事例を挙げている。

事例 1 補助金に関する重要な虚偽表示リスクを、以下の手順に基づき評価する。

(1) 補助金について、虚偽表示リスクに関連する内部統制を含む、学校法人とその環

境を理解する過程を通じて、また、取引種類、勘定残高、開示等を検討することにより、虚偽表示リスクを識別する。

補助金は、学校法人における重要な資金であり、国や地方公共団体の補助金政策の変更による影響を受ける。また、補助金が減少した場合には、当初計画された学校運営に支障を来すこともあり得る。補助金削減や返還が見込まれる場合には、それを回避すべく、補助金の申請基準を満たすための不正が発生するリスクや、経常的経費や使用実績を意図的に操作するリスクもある。さらに、補助金の不正受給が発覚した場合には、その返還に伴うリスクも生じることになる。

具体的には、補助金の削減や返還を回避するため、次のような操作を行うようなことが考えられる。

- ・ 収容定員超過や入学定員超過による補助金の減額や不交付を逃れるため、学生数を過少に報告する。
- ・ 在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下となることによる補助金の不交付を逃れるため、学生数を過大に報告する。
- ・ 補助対象となる経常的経費を増加させるため、教員・職員数や学生数を過大報告し、管理経費とすべきものを教育研究経費とし、資産計上すべきものを修繕費として処理する。
- ・ 補助金の使用実績を増やすため、業者と協力して機器備品等の架空発注を行う。

(2) 識別した虚偽表示リスクが、アサーションごとにどのような虚偽表示になり得るか検討する。

(1)で識別された虚偽表示リスクに対応するアサーションは、以下のとおりである。

- ・ 補助金収入の正確性
- ・ 学生生徒等納付金収入の発生や網羅性
- ・ 人件費支出の発生
- ・ 経費支出等の分類の妥当性
- ・ 経費支出の発生
- ・ 固定資産の実在性

(3) 当該虚偽表示リスクが計算書類に与える影響の度合いを検討し、計算書類の重要な虚偽表示につながる可能性を検討する。

当該虚偽表示リスクが補助金に係る取引種類、勘定残高、開示等に関わるものかどうか、又は、計算書類全体に広く関わりがあり、アサーションの多くに潜在的に影響するものであるかどうかを決定する。

理事者が内部統制を無視し、補助金削減を回避するための意図的な操作を行い、補助金を不正受給するおそれがある場合には、様々なアサーションについて重要な虚偽表示リスクが増大し、計算書類全体に広く関わりがあるリスクとなる。

事例2 大学等の新設の財産目録に係る重要な虚偽表示リスクを、以下の手順に基づ

き評価する。

- (1) 大学等の新設について、虚偽表示リスクに関連する内部統制を含む、学校法人とその環境を理解する過程を通じて、また、取引種類、勘定残高、開示等を検討することにより、虚偽表示リスクを識別する。

文部科学大臣所轄の学校法人が、大学等を新設する場合に係る寄附行為変更の認可申請において、負債率（総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合）が原則として〇・二五以下であり、かつ、負債償還率（各年度における借入金等返済支出から短期借入金に係る支出を控除したものの額と借入金等利息支出の額との合計額が帰属収入の額に占める割合）が原則として〇・二以下であることが要請されている（「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」（平成 19 年 3 月 30 日 文部省告示第 41 号 最終改正平成 27 年文部科学省告示第 152 号）。このような審査基準を達成することが難しい学校法人の場合、負債率や負債償還率を引き上げるために、財産目録において、本来負債計上すべき項目を寄付金収入や現物寄付金として処理したり、本来経費処理すべき項目を資産として処理する等の虚偽表示リスクが考えられる。

- (2) 識別した虚偽表示リスクが、アサーションごとにどのような虚偽表示になり得るか検討する。

(1) で識別された虚偽表示リスクに対応するアサーションは、以下のとおりである。

- ・ 寄付金収入や現物寄付金の発生
- ・ 負債の網羅性
- ・ 固定資産の実在性
- ・ 資産処分差額の網羅性

- (3) 当該虚偽表示リスクが財産目録に与える影響の度合いを検討し、財産目録の重要な虚偽表示につながる可能性を検討する。

当該虚偽表示リスクが寄付金に係る取引種類、勘定残高、開示等に関わるものかどうか、又は、財産目録全体に広く関わりがあり、アサーションの多くに潜在的に影響するものであるかどうかを決定する。

特に、理事者が内部統制を無視し、負債率や負債償還率を低くするために寄付金を仮装するような場合には、様々なアサーションについて重要な虚偽表示リスクが増大し、財産目録全体に広く関わりがあるリスクとなる。

特別な検討を必要とするリスクの決定

Q13 監査基準委員会報告書 315 第 27 項で、「監査人は、識別した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを決定する際、少なくとも以下の事項を考慮しなければならない。(1) 不正リスクであるかどうか。(2) 特別の配慮を必要とするような最近の重要な経済、会計などの動向と関連しているかどうか。(3) 取引の複雑性 (4) 関連当事者との重要な取引に係るものであるかどうか。(5) リスクに関連する財務情報の測定における主観的な判断の程度 (特に広範囲にわた

って測定に不確実性がある場合)。(6) 企業の通常取引過程から外れた取引又は通例でない取引のうち、重要な取引に係るものであるかどうか。」としていますが、学校法人監査において、どのようなことに留意する必要がありますか。

A 監査人は、会計上の見積りや事業活動収入計の認識等の重要な会計上の判断に関して計算書類に重要な虚偽表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、関連当事者との取引や特異な取引等は、監査の実施過程において、特別な検討を必要とするリスクがあると判断する場合がある。

また、学校法人において、特別な検討を必要とするリスクは、重要な非経常的取引や理事者の恣意性が介入する取引から生じる場合が多い。

例えば、校舎を建設する際に、理事が社長を兼任している業者と結託し、工事費を水増しする可能性がある場合と判断される場合には、特別な検討を必要とするリスクが存在するものと考えられる。

この場合、リスクの性質は、不正のリスクであり、また、取引業者が役員及びその近親者に支配されている場合には、関連当事者との重要な取引に該当する可能性がある。潜在的な虚偽表示が計算書類に及ぼす影響の度合いとしては、工事費の水増しによる建物の過大計上や役員による現預金の着服等が考えられるが、重要な非経常的取引であるため、リスクの発生可能性の程度は高いものと考えられる。さらに、役員と関係のある建設業者との取引は、内部統制が有効に機能しない可能性が高いため、重要な虚偽表示リスクは増大する。

特別な検討を必要とするリスクに対する内部統制の整備状況

Q14 監査基準委員会報告書 315 第 28 項で、「監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、当該リスクに関連する統制活動を含む内部統制を理解しなければならない。」としています。また、A119 項では「重要な非定型的事象又は判断に依存している事項に関連するリスクは、定型的な内部統制では対応できない場合が多いが、経営者はこのようなリスクへの別の対応を行っている場合がある。したがって、非定型的取引又は判断に依存している事項により生じる特別な検討を必要とするリスクに対応するための内部統制について企業がデザインし業務に適用しているかどうかの監査人の理解には、経営者が当該リスクに対応しているかどうか、又は経営者がどのように対応しているかが含まれる。」としていますが、学校法人監査における留意事項について、具体例を挙げて教えてください。

A Q13 の A では、特別な検討を必要とするリスクが存在する例として、「校舎を建設する際に、理事が社長を兼任している業者と結託し、工事費を水増しする可能性がある場合と判断される場合」を挙げているが、このようなリスクに対して、監査人が留意すべき統制活動の例は、以下のとおりである。

- ・ 契約額に応じた入札方法の明確化
- ・ 設計業者と施工業者との分離
- ・ 契約の締結又は発注についての評議員会への諮問及び理事会の決議（寄附行為に評議員会の議決を要する定めがある場合は評議員会の決議）
- ・ 役員について、その配偶者又は三親等以内の親族に対する就任制限の遵守

- ・ 工事関連取引についての稟議決裁
- ・ 工事発注に係る諸手続の規定化及び当該規程類の運用
- ・ 施設設備計画を織り込んだ「事業計画」の評議員会への諮問
- ・ 「事業計画」の結果や進捗状況等が示された「事業の実績」の評議員会への報告
- ・ 関連当事者との取引に対する管理体制
- ・ 理事長（又は寄附行為により代表権が付与された理事）が社長を兼任する業者との取引については、学校法人与理事長との利益相反取引に該当するが、この場合における特別代理人の選任手続

実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合

Q15 監査基準委員会報告書 315 第 29 項で、「監査人は、一部のリスクについて、実証手続のみでは、十分かつ適切な監査証拠を入手することができない又は実務的でないと判断することがある。」としていますが、学校法人監査において、実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合の具体例について教えてください。

A 学校法人が I T を利用して業務を行っており、取引に関連する文書が情報システムにおいて作成、保存されている場合には、アサーションに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手するための効果的な実証手続を立案できないこともあるが、このような場合の具体例は、以下のとおりである。

(1) 図書の購入取引

一般に学校法人では、図書の購入は膨大な取引量になる。長期間にわたって保存、使用することが予定される図書は資産計上され、使用期間が短期間であることが予定される図書は経費処理される。発注条件や支払条件等を事前にシステムに組み込んで、図書の発注、配送指示、支払等の自動化を全ての購入書籍を対象に処理している場合には、膨大な量の情報に基づく購入取引について、その発生や分類の妥当性等を、実証手続のみで検証することは不可能である。したがって、そのようなリスクに関し、内部統制のデザインを評価し、それが業務に適用されていることを確かめることが求められる。

(2) 学費等の収納取引

現在、学校法人では学費等の収納は、生徒父兄の預金口座からの自動引落とし、又は金融機関への振込みにより行われる場合が多い。納付された学費等は、学校会計上、学費管理システムにより、学生生徒等納付金収入の各科目や預り金受入収入等へ区分計上される。これらの収入の発生や分類の妥当性等の検証においては、膨大な量の情報が電子的に記録、処理又は報告され、監査証拠は電子媒体のみでしか存在しないことが多いため、実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手することは不可能である。

また、入学願書の受付から合格発表、入学手続、学籍管理、学費請求、入金管理まで一貫した総合管理システムを構築している学校法人についても同様であり、このような場合は、関連する内部統制のデザインを評価し、それが業務に適用されて

いることを確かめることが求められる。

リスク評価の修正

Q16 監査基準委員会報告書 315 第 30 項で、「アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに関する監査人の評価は、監査実施中に入手した他の監査証拠により変更されることがある。」としていますが、学校法人監査におけるリスク評価の修正の具体例について教えてください。

A 監査人は、リスク対応手続において監査証拠を入手した場合や新しい情報を入手した場合において、当初の評価の基礎となった監査証拠と矛盾するときには、リスク評価を修正し、これに応じて立案したリスク対応手続も修正することが求められる。

例えば、寄付金については、これまで学校法人の担当者が寄付者からの寄付金申込書を全て入手していることを確認していたことから、監査人はリスク評価において、寄付金収入プロセスに関する一部の内部統制が有効に運用されていると想定していたとする。しかし、運用評価手続の実施により、手続の対象期間において学校法人の担当者が寄付金申込書を入手していなかった場合には、当該内部統制が有効に運用されていないという監査証拠を入手することがある。また、監査人が補正予算書を閲覧した結果、当初予算に織り込まれていない重要な施設関係支出を把握した場合のように、当該勘定のみならず、その諸活動の計画変更の有無や取得の財源等、他の項目にも影響を及ぼす情報を入手することもある。

こうした状況において、当初のリスク評価結果が学校法人の実態を適切に反映していない、又は立案したリスク対応手続では重要な虚偽表示を発見するのに有効ではないと判断した場合には、当該取引種類、関連する勘定残高、開示等に係るアサーションの全て又は一部についてのリスク評価を修正し、当初立案したリスク対応手続を修正することが求められる。

以 上